

〈論文〉

御成敗式目の現代語訳はどうして難しいのか…  
立法技術・語彙・本文に関する覚え書き

佐藤 雄 基 (本学文学部教授)

序章

(1) はじめに

「御成敗式目」とは貞永元年(一二三三)、鎌倉幕府の執権北条泰時のもとで制定された五十一箇条から成る法であり、「貞永式目」とも「式目五十一箇条」とも呼ばれている。式目は小中学生の歴史の教科書にも載っており、おそらくは日本史上、「聖徳太子の十七条憲法」などとならんで最も有名な法の一つだろう。高等学校の日本史教科書になると、源頼朝の先例と武家社会の「道理」に基づく法であり、武士のための法であるから公家法(律令法)を否定するものではないことなど、その特徴が記されおり、大犯三箇条や二十年の年紀法などに関する条文や制定の意図を伝える北条泰時の書状の一節が引用されている。中等教育の歴史教科書では日本史・世界史ともに制定法の歴史が重視されているが、一つの法として、ここまで詳細に解説されているものも他に類をみないのではないだろうか。

だが、「御成敗式目」(以下式目)に関して多く語られていることには、伝説や伝承の類も含まれており、五十一箇条の全容は案外知られていないようにも思われる。むしろ、内容が十分に理

解されていないからこそ、近世には武家政治の理想、近代には是非にもとづく執権政治の理想、「法治」「立憲政治」の伝統が日本にもあったことの証であるとして、後世のイメージが膨らんでいるという側面もあるのではなからうか。<sup>②</sup>

実のところ、日本史上最も有名な史料の一つであるにもかかわらず、現在にいたるまで学術的な現代語訳が作成されていない。<sup>③</sup>学術的な現代語訳としては、英訳とドイツ語訳は存在するので、<sup>④</sup>正確に言えば現代日本語訳(煩雑なので以下「現代語訳」)が存在しない。現時点でもっとも詳細で網羅的な研究は、一九七二年に刊行された日本思想大系『中世政治社会思想 上巻』における笠松宏至の注釈であるが、訓読文(漢文を日本風に読み下した文)を載せるにとどまっている。<sup>⑤</sup>漢文を日本語風に読む訓読には、文字の意味や漢文の文構造を理解している必要があり、その意味において訓読自体が「翻訳」行為ともいえるが、もとの漢文の「ことば」をそのままの状態に残せるので(後述するように漢文の場合、古典に典拠をもつ字義・語義が重要になる)、厳密に現代語訳しなくても、日本語風に大意を理解できてしまう。

こうした日本語・日本史特有の事情もあるが、それにしても式目の現代語訳は難しい。百姓「去留」文言で知られる第四十二条は、どのように逐語訳するのが研究史上の論争になり、現在なお決着がつかっていない。<sup>⑥</sup>筆者の個人的な体験となるが、現代語訳を試みたところ、これ以外にも同様の難しさをもつ条文があまりにも多い。式目の現代語訳がどうして難しいのか、その理由を考えてみたいというのが、本稿の目的である。その考察を通じて、式目のもつ法文の性格について若干気づいたことをまとめた覚え書き

でもある。

## (2) 笠松宏至「式目はやさしいか」

式目といえは「これによつて『文盲』の者もあらかじめ考えをめぐらし、(幕府の)御成敗もころころ変わることはないように、この式目を書き置くのです」という執権北条泰時の書状(九月十一日付)の一節が広く知られているように、律令法が難しいので、武士たちにも文章を理解できるように文章で法を制定したというイメージが流布している。それにもかかわらず、式目は何故現代語訳が難しいのだろうか。笠松宏至は「式目はやさしいか」という論考において、現代人にとつて難しい理由を考察している。

① 追加法にはない長文の条文の多さ

② 「当時の日常語でごく平易に叙述された法文」だから

このうち、①は式目の前半部分は「原式目」の複数の条文を一箇条にまとめたために複雑な構成をもつようになったという佐藤進一の原式目論とかかわる<sup>9)</sup>。その説の当否はさておき、文章が饒舌で、公家法と異なることに關する弁明や(儒教的な用語をちりばめながら)訓戒的な一節も多く、とても分かりにくいことは一つの特徴だろう。

さらに②の点は重要である。律令に比べれば式目が「やさしい」のは一見自明にもみえるが、笠松が「公家法流の文飾過多の文章などは、たしかに読むのに嫌気がさすが、労をいとわず辞書をひき用例にあたれば、少なくとも肝心の法意を理解するのは、それ

「ほどむつかしくはない」と述べるように、漢文の世界は、一つ一つの言葉に中国の古典などに典故があるために、その教養や約束事を共有する者たちの間では理解がある程度可能となる。律令法の専門家(「法家」)の文章も同じく、律令の「本文」を引用して議論を組み立てるルールがあるため、そこに曲解も多く含まれたとしても、現代人も古典のルールを学習すれば文意自体は理解できる。いわば地域や時代をこえた普遍性をもつ言語表現である。

一方、式目は「たいした『本文』がない」と泰時自身述べるように、古典や律令などの「本文」を参照してその字義語釈を踏まえて文章を作る漢文の世界とは離れていた<sup>10)</sup>。律令のもつ漢文の世界には、教養や字力を共有しない武士たち(泰時のいう「文盲の者」)の参加を排除する側面があつた。武士たちが法の無知ゆえに罪を犯してしまうという認識のもと、泰時は御家人たちに法を周知するために、新田一郎のいう「法令」によつて条件づけられた文明世界へのガイドダンス<sup>11)</sup>として御家人を馴致するために、式目をつくつたと述べている。そうだとすれば、式目の文章は、「本文」を踏まえないかわりに、武士にとつては「やさしい」ものだったのだろうか。

笠松は「式目難易の議論に必要ないま一つの前提は、式目当時の鎌倉時代人にとつてどうか、という点と、我々現代人にとつてどうか、という点を区別してかからねばならないことである<sup>12)</sup>」と論じる。鎌倉時代人にとつてどうか、笠松は明記していないが、「斟酌」という当時はやさしく、今むつかしい表現を用いた理由<sup>13)</sup>と論じるように、式目の文章は(式目には書かれていない)当時の常識を前提にしているから、当時の人にとつては理解が可能で、

しかし、当時の常識が分からなくなっている現代人にとっては難しいと考えていたようである。

実はこうした言葉への深い関心は、いわゆる「中世(社会)史ブーム」の担い手であった笠松における方法論の核心にある。盟友勝俣鎮夫は笠松の方法論を次のように評している。

この古文書の再生は、働きかける現代人が、近代的価値観から解き放たれて、中世の人々が生きていた世界に近づき、相互理解が成立したとき、はじめて可能となるのであるが、その相互理解のいとぐちのひとつは、いうまでもなく言葉である。<sup>15)</sup>

すなわち、笠松は現代人にとって理解困難な史料上の言葉に注目し、その意味を考察することを通じて、当時の社会の常識や人びとの価値観を現代人にとって理解可能にするという仕事を積み重ねてきた。<sup>16)</sup> 中世の文章の多くは文法的に崩れた変体漢文で書かれて、その言葉は漢字の熟語であっても、中国古典の本文の語義からは逸脱しがちである。このことは中世史料の読解を「職人技」的なものとし、他時代史に比べて中世史研究への新規参入を困難にしてきたが、そうした「法と言葉」の世界を巧みにとらえることで、笠松は中世法の世界を鮮やかに描きえたのである。

しかしながら、鎌倉時代人にとって式目は「やさしい」という前提は正しいのだろうか。この前提に立つからこそ、式目の言葉に注目することによって、(式目に書かれていない)当時の人の常識を私たちは理解可能であると考えることができる。これは笠松に限った話ではなく、過去に何らかの「制度」があつて、断片的な史料からそれを「復元」できるという発想は、笠松の師佐藤進一の「制度史」研究にも顕著な特徴である。<sup>17)</sup> 言い換えれば、過

去の中世人たちが現代人にも理解可能な何らかの体系性を持ち、史料上の「ことば」を媒介にして、私たちはそれに接近できるのである、と。<sup>18)</sup> だが、実はその前提は論証されているわけではない。中世人は言葉をどのようにして理解し、思考しており、法や文書はどのような意味をもったのか。中世人に共有されている「何か」があるとすれば、それは何か。この問い自体は笠松たちもまた追究した問題ではあるが、<sup>19)</sup> 社会集団や階層に応じた多様性を念頭におきつつ、中世人のもつ世界の体系性やリテラシーを私たちは史料の「ことば」からどのようにして理解しえるのか、現在においてもなお大きな課題として残されているように思われる。

前置きが長くなったが、本稿では鎌倉時代人が式目をどのように理解していたのかを手がかりにしてみたい。その際に注目されるのは、追加法である。前述したように、式目にはジョン・ケアリー・ホルルの英訳(一九〇六年)が存在するが、カル・ステイナー・ストラップはホルルの英訳があるから西洋の学者は御成敗式目に過度に依拠してしまい、式目以外の追加法を含めて鎌倉幕府法の総体をみるのがなくなつたと指摘している。<sup>20)</sup> 式目の理解・翻訳にあつても追加法は無視できない。追加とは、六波羅探題の弟重時にあてて式目の制定意図をのべた北条泰時の書状(八月八日付)によれば、式目には漏れ落ちていることもあるので、式目の奥に「追加」されていた幕府法に由来する。<sup>21)</sup> 当初は式目五十一箇条の奥に物理的に書き加えられていたと考えられている(「式目」追加)は、それ以外の幕府の単行法令も含めて、現在の研究では追加法と呼ばれている。式目と「式目追加」は、効力においては同等で、式目の内容が追加法によって否定されていることも

多い。<sup>(23)</sup> また、「追加」のほうが式目本文よりも文意が明確である場合が少なくない。鎌倉時代人が式目をどのように理解していたのか、そして、幕府の側の立法技術がどのように変化していくのかを考える素材になる。

以下、四章にわたって四つの視点から検討を加える。第一には、文章構成の特徴、第二には、文章力という観点、第三には語彙選択の問題（以上は立法技術の問題である）、第四には本文研究の問題、この四点から 中世人にとっても式目は必ずしも「やさしくない」ことをみていき、式目の特徴について最後に展望を示すことにしたい。

## 第一章 式目の構成

### (1) 第八条

現代語訳が難しい理由の一つに、式目のもつ法文構成の独特さがあると思われる。式目の第八条は、二十年以上の時効に相当する知行年紀法を規定したものとして有名な条文であり、高等学校の日本史教科書などにも掲載されている。式目の文章の構成を考える上でも分かりやすい。現代語訳の試案とともに次に掲げる。<sup>(24)</sup>

一 雖帶御下文、不令知行経年序所領事、

右、当知行之後、過廿ヶ年者、任大將家之例、不論理非不能改替、而申知行之由、掠給御下文之輩、雖帶彼状不及叙用、

一 御下文を所持しているとしても、知行せずに年序を経た所領について、

当知行の後、二十年を過ぎれば、大將家（源頼朝）の先

例にしたがって、是非を審査するまでもなく、改替してはならない。しかし、知行していると訴えて、御下文を不正に賜った者は、文書を所持していた（まま二〇年過ぎた）としても認めない。

たとえば「不論理非」は「是非を論じることなく」と訳すと、訳文だけみたととき「理非を論じてから改替しなさい」という反対解釈をする余地が残るが、この場合は、当該事案の内容に実体的な審理を加えることなく「改替しない」という判断をくだす、という意味である。さらに「知行」など特殊な中世語もあり、現代語訳の場合、こうした言葉はそのまま残すことが多いが、外国語翻訳の場合は訳語の選択に迫られる。<sup>(26)</sup>

ここでは文構成に限定して話を進めたい。第八条は事書（「一、…」）では「不知行」、本文（「右…」）では「当知行」を述べているため、この条文の理解をめぐって学説史上著名な「知行論争」があつた。<sup>(27)</sup> だが、本文理解については、笠松宏至の解説によって解決されている。<sup>(28)</sup> 式目の読み方として重要であるので、詳しくみていこう。笠松は、本文の構成を

一、雖…事〓A、右…〓B、而…〓C

の三つに区分して論点を整理した。従来の議論では、不知行を論じた（A）というテーマ（事書）に即して、二十年の当知行（実効支配）による時効が論じられていることが問題視されていた。これに対して笠松は（佐藤進一の教示によるとしながら）、第二十四条を同様の例としてあげ、（A）という事書が、この条文で問題になっている事態を述べているのに対して、（B）では一般原則（源頼朝以来の先例）を述べたに過ぎず、それを踏まえて

(C)を規定している条文であると説明した。つまり、この第八条は(A)という事態に対して(C)を規定するのが主目的で、(B)の規定を目的としたものではない。具体的に言えば、幕府から新恩あるいは本領安堵の権利文書(「御下文」)をもらったもの、実際には当知行(実効支配)していない所領が問題になっている(A)。それに対する一回答が、当知行二十年の年紀法を前提にして(B)、不知行中に獲得した文書(「御下文」)には効力を認めない、というものである(C)。

第八条は、鎌倉幕府が二十年の年紀法(B)を定めたことを示す史料として現在一般には知られているが、笠松が明らかにしたように、法文構成に即してみると、制定意図は、(C)不知行所領の文書の効力の否定であった。だが、鎌倉時代においても、第八条は二十年年紀法の規定として注目され、(B)の部分が引用されていくことに注目したい。

一、廿ヶ年以後訴訟事(嘉禎三年八月十七日評定云)

右、如式目者、当知行之後、過廿ヶ年者、任故大將家之例、不論理非、不能改替云々、而或構謀書、被押領之由訴之、或掠給御下文、知行之条、不可依此式目之旨、鬱申之輩、雖有其数、不論理非之詞、不相叶此儀歟、自今以後、雖有文書之紙繆、過廿ヶ年者、守式目之趣、不顧理非、就知行之年紀、可有御成敗矣、(越後国吉田鯉毛淵沙汰之時、被加之、八ヶ条目之追加)

一、二十年過ぎた後の訴訟について(嘉禎三年八月十七日の評定による)

式目には「当知行の後、二十年が過ぎれば、故大將家(源

頼朝)の先例にしたがつて、是非を審査するまでもなく、改替できない」という。しかし、謀書を用意して押領したということを訴え、あるいは御下文を偽って受給して知行しているものは、この式目を適用するべきではないと訴える者が多くいるが、理非を審査するまでもないという言葉はこの場合にも適用されるだろう。今後は文書に誤りがあったとしても、二十年が過ぎれば、式目の趣旨を守り、理非を審査するまでもなく、知行の年月にしたがつて、処置する。(越後国吉田鯉毛淵の訴訟の時にこれを加えた。八ヶ条目の追加である)

これは、越後国吉田鯉毛淵をめぐる具体的な相論を契機にして制定された嘉禎三年(一二三三)の「追加」である(追加法九二、但し「補遺」による)(傍線は筆者)。傍線部のように式目第八条(B)が引用されているが、追加の趣旨はこの原則の確認である。すなわち、当知行者側のもつ文書の正当性に問題があるとしても、二十年を過ぎた場合は年紀法を適用するという決定である。(B)を前提にして、具体的なケース(越後国吉田鯉毛淵沙汰)という具体的な相論の判例がもとらしい)を規定したという点において、式目第八条(Cの規定)と質的な差異がない<sup>29</sup>。だが、追加法九二の場合、訴訟当事者は第八条をみた上で、当知行者のもつ文書の正当性を否定し、年紀法の無効を訴えている。そこで、二十年年紀法があたかも式目によって制定されたかのよう<sup>30</sup>に、式目の本文(B)が引用されていくことに注目したい。また、「廿ヶ年以後訴訟事」という事書は、(B)に対応する抽象的な主題であり、式目第八条に比べて、立法技術が変化している点も注

意したい。

式目制定の僅か七年後、常陸国留守所の裁許状において式目第八条が参照されている。<sup>30</sup> すなわち長常という人物の訴えを退けるに際して、「廿年以後者、不可有沙汰」という「関東御式条」を引用している（正確な引用ではなく取意文）。この事例は、幕府以外の裁許者が、幕府・御家人とは無関係の案件において式目を利用した例として注目されてきた。式目が引用された事情は従来明らかにされておらず、幕府や式目の権威の高まりとか、有名な法だからという一般的な説明がなされるか、この事例の場合は東国の常陸国という地理的な条件が注目されるくらいであった。それだけではなく、もし年序を何か法文によって根拠づけるとしたら式目以外にないという事情もかかわっているのではなからうか。<sup>31</sup> 年紀を重視する法慣習は平安後期以来存在していたが、二十年という期間を示して明文化したのは式目第八条が初めてであり、引用して根拠にするとすれば、式目以外になかったからである。

弘安十年（一二八七）には若狭国太良庄雑掌浄妙が、「田地相論事、過廿ヶ年者、非御沙汰之限之由、御式目明鏡也」であるにもかかわらず、四十年以上本所進止であった地を地頭が新儀として押妨するのは非法であると幕府に訴えている。式目第八条の制定意図は、過去の文書などを根拠にして繰り返される濫訴を防ぐ点にあり（『吾妻鏡』延応元年（一二三九）二月三十日条）、幕府への提訴の減少にあった。だが、幕府の意図とは反して、第八条を根拠にして、権利保護を求める当知行者の訴えが幕府になされるようになったのである。

確かに式目制定の時点で、制定者にとっては、二十年年紀法は

前提であったが、式目に書かれてしまったが故に、式目において規定された法であるという転倒した認識が広まることになった。年序という発想はすでに平安期から存在したが、広く知られた式目において成文化された点、年序の期間はばらつきがあったが、二十年という明確な基準が示されている点などにおいて、「使いやすい」法だったのではないだろうか。<sup>32</sup>

そのように考えれば、知行年紀法を制定した条文として式目第八条を理解することは、笠松が解明した式目制定者の意図に即していえば正確ではないが、制定直後から始まる鎌倉時代人の理解の仕方に見れば必ずしも不正確ではない。だが、そう理解してしまつたがために、式目第八条の本文が難解を極め、近代の研究者が論争を繰り広げることになったのである。その混乱の原因は式目の法文構成の技術自体にあつたともいえよう。

## （2）第四十八条

つづいて式目第四十八条をみてみたい。（傍線は筆者）

### 一、売買所領事

右、以相伝之私領、要用之時、令沽却者定法也、而或募勲功、或依勤勞、預別御恩之輩、恣令賣買之条、所行之旨、非無其科、自今以後、慥可被停止也、若背制符令沽却者、云売人云買人、共以可処罪科、

### 一 所領を売買することについて

支出の必要があるときに、相伝の私領を売却するのは、世の習いである。しかし、勲功をとげ、あるいは勤勞により、格別の御恩をうけた者が、勝手に（所領を）売買

することは、その行いに罪科がないわけではない。今後は、  
 断固として禁止する。もしこの制符に背いて売却すれば、  
 売人も買人もともに処罰する。

この条文もまた、当初幕府が「私領」と「恩領」とで差異を設けていたことを示す史料としてよく利用されている。だが、笠松宏至はこの本文冒頭の「定法」<sup>36)</sup>に関して、「嘉禄二年（一二二六）の一下文は「私領たりと雖も、輒く他人に売渡すべからず、売買の主罪科通れ難し」と、まったく正反対の規範をもって判決を下している」であり「単なる修飾語に過ぎない」と指摘している。「法」という言葉自体、具体的な制定法や規範ではなく、およそ定まったやり方や慣行を漠然と「法」の名で呼ぶことが多い。であれば、第四十八条の「定法」も「世の習い」であるという程度の意味に過ぎない。式目の趣旨としては、必ずしも私領の保護を問題にしていないことには注意が必要である（私領保護を目的とするならば、「定法」ではなく「右大将家之例」のような表現になるのではなからうか）。

さらにいえば、笠松の指摘する嘉禄二年の事例では、私領であっても「関東御下文を給わり、領知せしむ地」であつて幕府の安堵を得ているから売買を禁止するのだと理由づけられている<sup>37)</sup>。御家人の私領とは、いわゆる本領を指すが、幕府から本領安堵を得ることも多い。第四十八条の本文において禁止されている所領が恩領（「御恩」）に限定されているのか否か、法文上曖昧であることにも注意したい。

ところが、第四十八条の「定法」が目目されていく。

一、凡下輩不可買領買地事 〈延応二 五 廿五〉

右、以私領令沽却事、為定習之由、先度雖被書載、自今以後者、縦雖為私領、於売渡凡下之輩并借上等者、任近例可被收公彼所領也、又雖為侍已上、非御家人者、不及知行、又以山僧為地頭代官事、可被停止之由、被載事書畢、  
 一、凡下の輩が（御家人の）所領を購入してはならないこと  
 について 〈延応二年五月二十五日〉

私領を売却することは世の習いであると以前（式目には）書かれていたが、今後はたとえ私領であつたとしても、凡下の輩および借上に売り渡したならば、近年の先例のとおり<sup>38)</sup>にその所領を没収する。また侍以上であつても、非御家人であれば、（御家人の所領を）支配してはならない。また山僧を地頭代官とすることは禁止するということとも事書に書き記した。

これは延応二年（一二四〇）の追加法一四五である。私領であつても「凡下の輩ならびに借上等」つまり侍身分以下の者に売却したならば、その所領を没収する、という具体的な処分を定めている（侍以上であつても「非御家人」の知行も認めていない）。この時期の幕府は御家人所領が売買などで流出することに警戒を始めており、山僧や借上が地頭代官となることも禁じていた（延応元年九月十七日の追加一二〇）。また、「御恩所領」の質入を制限する追加法一三九も出されていた。こうした政策の一環として制限がかつたのである。やがて文永四年（一二六七）のいわゆる文永徳政令（追加法四三三）では「御恩・私領」にかかわりなく所領の売買や質入が禁止されるに至る（文永七年「棄破」）。

この追加法の冒頭で「私領を以て沽却せしむ事、定習たり」と

して述べ、式目の規定の修正として法文を作成しているのは何故だろうか。式目の本文に書かれてしまったが故に、「定法（習）」が式目の規範のように受容されていたのではなからうか。この文言を根拠にして、私領売買を正当化しようとする御家人がいたのではないかと想定される。その結果、鎌倉後期の斉藤唯浄の式目注釈書「関東御式目」は、第四十八条の注釈として「式目二八私領之沽却ハ被許之」と記したのである。<sup>38)</sup>

これに関して、地頭による所務押領には年紀を適用しないという宝治元年（一二四七）の追加法二六一が興味深い。上横手雅敬は年紀法の目的が御家人の当知行保護であるという理解のもと、追加法二六一は式目の原則の重要な変更であると論じた。<sup>39)</sup>だが、第八条の趣旨は濫訴防止が目的で（『吾妻鏡』延応元年二月三十日条）、御家人の権利保護が主目的かどうかは疑わしい。さらに、笠松宏至が指摘するように、式目第八条自体は御家人間相論を想定しており、本所・御家人間の相論はそもそも想定外だと思われる。<sup>40)</sup>笠松は、押領の後、二十年が過ぎていることを根拠にして、幕府法廷において知行年紀の適用を地頭の側が求める動きがあったことを想定している。<sup>41)</sup>

似たような事例は多い。式目第二十四条は「夫の所領を譲り得たる後家」の再婚（「改嫁」）への規制であるが（再婚した場合、亡夫の所領を没収）、所領没収を逃れるために病氣にかこつけて子息・親類に所領を譲って幕府の安堵を得てから、再婚に及ぶ女性があらわれたようである。暦仁元年（一二三八）十二月の追加は、重病危急の時以外の後家による遺領譲与を禁じている（追加九八）。これと同年（嘉禎四年）九月九日の評定事書は、率法・

先例違反によって没収した土地の再給与に関する規定を定めているが、この「式目」によって所領が自分に再給与されることを期待して他人の違反を幕府に告発する事例が頻発することを幕府は予測している（追加九四）。すなわち、この頃の幕府は、自らの法によって御家人がどのような行動変容をみせるのかに関心をよせていた。

御家人たちは幕府の法にどのように対処するのか、あるいはどのように利用して自己利益を追求するのか、そうした動きに対応して、あるいはそれを予測して、幕府のほうでもまた別の法を追加していく。「法」をめぐる幕府と地頭・御家人たちのいわば「コミュニケーション」は、すでに一二三〇年代には始まっていた。当初、式目は式目制定者の目の前にある具体的なケースを想定しながら制定されていたため、個別具体的な本文が多かった。様々なケースに適用可能な一般原則などは書かれていないか、かりに書かれていたとしても、式目第八条や第四十八条のように主題ではなく、議論の前提という扱いであった。だが、式目が様々に用いられ、制定時点では想定されていないケースも課題として浮上することで、制定者が強くは意識していなかった一般的な原則として立ち現れるという側面があったのではなからうか。

さらにいえば、式目の本文に書かれているが故に、別の法文において一般原則として扱われる現象は、実は式目の内部においてすでに生じていた。式目第二十六条は、「可任父母意」（父母の意に任すべき）と「先条」に書かれていることを根拠に、幕府の安堵よりも親の「悔い返し」（譲与を取り消して取り戻すこと）権

が優越することを定めた規定である。この「先条」について、笠松宏至は「親の悔い返し権そのものを立法目的とした条文はないが（中略）、18・20両条はこの原則的法理を前提としての立法であり、おそらくこの両条を指すものであろう。」と説明する<sup>42)</sup>。既存の法（この場合は前の条文）を参照する際に、一般化・抽象化が行われた結果、「先条」を一般原則に関する規範であるかのように参照する現象は、式目制定者たちのあいだですでに始まっていたのである<sup>43)</sup>。

法が制定意図から離れて運用されていくことは決して鎌倉幕府法に固有の現象ではないが、式目の場合、明らかに立法技術の未熟さに一因があつた。その未熟さが、ニュアンスも含めて現代語訳を難しくしている一因であるように思われる。

## 第二章 式目の文章力

### (1) 洗練されていく法文

式目自体の文章の構成の難しさに加えて、文章自体も必ずしも練られたものではない。たとえば、式目第三十三条は「強窃二盗罪科事」について単に「既に断罪の先例あり、なんぞ猶予の新儀に及ばんや」とするだけで、何ら具体的な規定をしていない<sup>44)</sup>。だが、その前年寛喜三年の幕府法（「追加」法に含まれる）をみると、「盗賊贓物事」として、贓物（盗品）の価値の多少に応じて「假令（たとえば）錢百文もしくは二百文以下の軽罪」は盗んだものの「一倍（いまの二倍）を弁償し、犯人の身には及ばないが、三百文以上の重罪であれば、「一身の科」がおこなうと定めていた（追加21）。それでは「二百五十文」はどちらのカテゴリーに入る

のかという疑問が生じる。建長五年（一二五三）の検断法規（追加法284）では「錢三百文以下は、式目に任せて、一倍を以てその弁をいたし」とあり、「式目」（追加法21を指す）の引用というかたちをとりながら「たとえば錢百文もしくは二百文以下」という文章を「錢三百文以下」に修正している。

このように立法技術が洗練され、式目の法文が修正された事例は他にもある<sup>45)</sup>。式目第二十一条は、「妻妾が夫の譲りを得て離婚した後、その所領を支配するべきか否かについて」を論じた条文であるが、

若又彼妻有功無過、賞新棄旧者、所讓之所領、不能悔還之すなわち「その妻に功があつて過失がないのに、（前夫が）新しい妻をめとるために元の妻を捨てるのであれば、（夫は元の妻に）譲った所領を悔い還すことはできない。」という本文を文永四年（一二六七）の追加法四三五は次のように引用している（傍線部は筆者が付した）。

有功無過之妻妾、雖被離別、前夫不能悔返所讓与所領之由、被載式目畢、  
すなわち「功があつて過失がない妻妾を離別したとしても、前夫は譲り与えた所領を悔い返すことはできない、と式目には載せられている」として、式目の文章の引用という形式をとりながら、式目本文では省略されていた主語（「前夫」）を補うなど、文章が分かりやすくなっている。

また、前章で扱った式目第八条も弘長二年（一二六二）の関東下知状では「次如式目者、雖帶御下文、於過廿箇年者、不及沙汰云々」（式目によれば、御下文を所持していたとしても、二十年

を過ぎれば、幕府では訴訟を受理しない」と引用されている<sup>46</sup>。こちらのほうが式目よりも簡潔に主旨（C）を伝えており、解釈の紛れがない（一般原則であるかのような一般論に言及していない）。

式目第四十六条は、所領の知行者が交替するときのトラブルに関する規定であり、「所当年貢」は「新司」（新しい知行者）の負担であり、「前司」（前の知行者）の「私物・雑具ならびに所従・馬牛等」を差し押さえてはならず、「前司」に恥辱を与えてもならないと規定しているが、末尾に「但依重科被没収者、非沙汰之限」（ただし重罪によって『没収』されたならば、「新司」を処罰するには及ばない）という一文がある。「没収」という語感から、「新司」による「私物・雑具」以下の没収を指す可能性が想定される。実際、戦国期のある式目注釈書は、「前司」に非があつたため「新司」が「彼雑物等ヲ没収シ、又ハ恥シムルトモ」幕府は「新司」を処罰しないと解釈している<sup>47</sup>。その場合、「前司」の「重科」の有無を判断し、「没収」する主体は「新司」であると解釈される。だが、第四十六条全体は、「新司」の利益追求を抑制する内容であるのに、「新司」の「没収」行為を認めて紛争を加速させるような規定を設けることには疑問がある。「但」以下の文章は、「前司」が重罪を犯し、その所領が幕府によって「没収」された場合を想定した規定であると考えるのが妥当だろう。

「御式目」（式目第四十六条）を踏まえた守護大友氏の法（追加一八四）では、「但有殊科被改補者、非沙汰之限」すなわち、「前司」の重罪によって（知行者を）「改補」した場合は、「新司」による「前司」の「私資財」差し押さえを黙認する、という法文になつてい

る。これは式目第四十六条の規定を変更したのではなく、四十六條の「但」以下の本来の趣旨が、「前司」が幕府によって所領「没収」された場合の規定である点を踏まえ、文意をより明確にし、誤読（による「新司」の狼藉行為）の余地をなくしたのであろう。

このように式目の法文は、少し後の時期の幕府関係者の目からみても修正を要する文章であり、誤読・誤解の余地を多分に含んでいた。現代人にとつてだけではなく、中世人にとつても「分かりやすい」ものとはいえなかつただろう。

## （2）式目第四十一条

式目の立法技術を考えるために、式目第四十一条もみておきたい。

### 一 奴婢雑人事

右、任大將家之例、無其沙汰過十箇年者、不論理非、不及改沙汰、次奴婢所生男女事、如法意者、雖有子細、任同御時之例、男者付父、女者可付母也、

### 一 奴婢である雑人について

大將家の例にしたがつて、その訴訟がなく十箇年が過ぎれば、是非を審査するまでもなく、改めるには及ばない。つづいて奴婢の所生の男女について、法意（律令・公家法）とは異なるが、同じく頼朝の先例にしたがつて、男は父に、女は母に付ける。

これは「次」の前後で二つの規定が並んでいる。前半は、「奴婢雑人」をめぐる訴訟に関して十年の年紀を定めた規定であり、後半では「奴婢」の産んだ男女について、律令で男女ともに母親

につけるとしたのに対して、男子は父親（の主人）、女子は母親（の主人）に帰属すると規定している。この二つは笠松宏至によって「法と法」との間の「矛盾」として取りあげられ「我々は奴婢の子の帰属について、性別と取得時効のいずれが優先するものか、まったく判断に苦しむほかないのである。」と評されている。<sup>48)</sup>

だが、「奴婢雑人」（中世では一般に下人と呼ばれる存在）をめぐる相論とはどのようなものだろうか。一つは下人が逃亡して他の領主のもとで下人となった場合、もう一つは異なる主人をもつ男女の下人が婚姻関係を結んで子どもを生んだ場合である。男は父に、女は母にという式目の規定はあるが、前近代の幼児死亡率の高さはいまでもなく、現実には一定年齢までは性別に関係なくどちらかの親元で育てられ、ある程度大きくなってから帰属が問題視されるといふケースが多いのではないだろうか。その場合、「十箇年」という年紀が適用されるというのが式目の趣旨ではないだろうか。この二つの事項は偶然一つの条文に合体されたのではなく、関連性が意識されていたと考えるべきであろう。

北条泰時の死の翌年寛元元年（一二四三）十二月の六波羅向けの通達に「十歳以後は定置かるるの旨に任せて、年紀に就いて成敗せしめ給ふべき也」（追加法二一四）とある。これをうけて石井良助は「御成敗式目の原則に重大な変更」が加えられたと論じた。<sup>49)</sup>確かに式目第四十一条の本文自体には当時の人にとつても理解しがたいところがあったが、これは六波羅探題からの質問に対して、式目第四十一条の理解をあらためて確認したもののよう<sup>50)</sup>と思われる。

式目の本文に「舌足らず」な部分があつて、あらたに想定され

る疑問などに答える中で、より洗練された追加法がだされていくのが一二三〇年代おわりから四〇年代にかけての時期であり、式目の繰り返し立法や多数の追加法が制定されていく。その中には、式目の「原則に重大な変更」とか理念の「後退」と論じられてきたものもあるが、式目本文自体の「舌足らずさ」とその後の幕府側の立法技術が向上していくことを念頭に置いて考える必要があらう。<sup>51)</sup>

### 第三章 式目の語彙

#### （一）初出の用例の多さ

式目の文章が分かりにくいのは、構成や法作文作威力に加えて、語彙の問題がある。「本文」すなわち中国の古典にはないものの、当時の中世人が日常的に用いていた言葉であるならば、同時代の用例を広く探るといふ方法もあるうが、式目以外に用例のない言葉も多い。式目にみえる言葉は、漢語の日本化という観点で、国語学においても注目されている。<sup>52)</sup>『日本国語大辞典』第二版（小学館、二〇〇〇—二〇〇二年）は、語史に詳しく、比較的早い用例をあげる傾向があるが、式目で用いられている言葉を探すと、式目が最初の用例としてあげられているものが少なくない（第三条「駆催」、第四条「付渡」、第二十二条「無足」など）。

たとえば、式目第四十二条の「逃毀」の語は「じょうき」もしくは「にげこぼつ」と読み、解釈は一定していないが、領主と百姓の契約性に関わる概念であることが明らかにされている。だが、式目の用例が初見であるばかりではなく、式目以外で「逃毀」の用例として知られる史料は戦国期のものである。<sup>53)</sup>「逃毀と称し」

という式目の文章からは、当時の莊園現地において「逃毀」の語が広く用いられていたような印象を与えるが、幕府法以外に同時代の用例を確認したい。六波羅奉行人の唯浄は「二ヶソコナフ歟」と読み、確かな知識がなかった節すらある。<sup>54)</sup>

もちろん現在残されている文書に用例がみえない（少ない）からといって、その言葉が使われていなかったことの論証にはならない。文書上に現れないような日常的な用例を式目は採用したという可能性も残るからである。そうした推定は、（律令よりも）平易な文章によつて「文盲の輩」にも周知させたいという泰時の説明とも一見整合的である。だが、以下みていくように、平易な文章で書いたという式目観をいったん脇において、一つ一つの言葉を探っていくと、当時一般的であった言葉であったという確証が得られないことに気づく。

## (2) 「悪口」

第十二条は「悪口（あっこう）の咎」に関する規定である。式目の刑事法関係条文において参照されたとされる『法曹至要抄』と比べてとき、第十二条だけが式目独自の項目であったことが指摘されている。<sup>55)</sup>「式目に載せられた」ために「立法者が夢にも思わなかった場の中で人を威嚇し、自由や財産を奪う根拠となり得た」「悪口」罪の具体例については笠松宏至らの研究があり、「悪口」罪の広がり自体が、式目の未熟さが中世社会に混乱をもたらした例ともいえるが、ここでは「悪口」という言葉に注目してみたい。

『日本国語大辞典』の「悪口」（あっこう）の項目では「仏教語

「あつく（悪口）」より出た語。一二世紀以前の資料に確例が見出せないのが、主として鎌倉幕府の「御成敗式目・第一条・悪口咎事」制定以降に通行したものとみられる。」という説明がなされている。「悪口」（わるくち）は現在では一般的な言葉であるが、式目以前には必ずしも一般的な語彙ではなく、式目によってむしろ広まった可能性が示唆されている。

この指摘を検証するため、『平安遺文』『鎌倉遺文』の用例をみると、十二世紀には二例、式目制定以前の十三世紀には一例であるが、式目制定以後は一三〇件強というように用例が急増している。式目の制定を契機にして、訴訟戦術として敵方の「悪口」を訴えることが一般化するなど、史料上の「悪口」の語の広がり式目が影響を与えたことは間違いない。

つづいて視点をかえて、人を悪く言うことを意味する言葉が「悪口」以外になかったかを考えてみたい。唯浄「関東御式目」は「悪口、悪言也」と説明しており、「悪口」が「悪言」と説明されていることが注目される。<sup>56)</sup>『平安遺文』では「悪言」の用例が八件みえる（『鎌倉遺文』では十三件）。また、幕府の裁許状をみると「悪口」が「過言」と言い換えられていることが多い。「虚言」「放言」「誓言」「雑言」の語彙も平安・鎌倉期には用例が多い。当時の文書語では「〇口」よりも「〇言」が一般的であるように思われる。<sup>57)</sup>

平安後期に流布していた教養書『口遊』でも十善戒の一つとして「不悪口」が挙げられるなど、仏教語から派生して「悪口」という語は知られていた可能性がある。<sup>58)</sup>『梵網経』下巻には「以悪口罵辱、加以手打、及以刀杖、」という文言があり、「悪口」と「手打」

「刀杖」という暴力が一体のものと考えられていた<sup>61</sup>。こうした用例の影響を受けて、「鬪殺の基、悪口より起こる」という式目第十二条の認識が生まれたのではないだろうか。さらにいえば、「悪口の咎」の前条である第十一条にも「当座の口論」の語があるように、「(喧嘩)口論」という語も広がりを見せていたことが、「鬪殺」との関連で「悪口」の語を用いる動機づけになったと考えられる。

式目制定後、幕府法廷の場で「悪口」の用例が増えるのはもちろんのこと、幕府以外でも「悪口」罪の用例が増える。仁治二年(一二四二)六月十八日付の東大寺学侶等起請文は、「悪口之輩」を罪科に処すとき「一味同心」することを誓ったものであるが、「悪言」の「言」に重ね書きして「悪口」に直している<sup>62</sup>。何故書き改めたのかは不明だが、「悪言」にかわって「悪口」の語が広がっていく様相がうかがえるのである。

こうした「悪口」の広がりとは式目の広がりとの因果関係を明確にすることは難しい。だが、少なくとも、(史料上みえないものの)「悪口」が日常的に広く用いられていた言葉であるから式目が採用したと考えることは難しく、(新語ではないにせよ)式目の広がりと同時期に広がった言葉であるということはできるのでないだろうか。「言」と「口」が結びつけられて、「悪言」が「悪口」に置き換えられる転換点に、式目は位置していたのである。

### (3) 「虎口の讒言」

「言」と「口」の結びついた新しい表現として、式目第四十三条にある「虎口の讒言」ということをばをみていこう。この条文は、罪状が定まらないうちに、罪に問われている人の所領を望むこと

を認めたならば、「虎口之讒言、蜂起不可絶歟」すなわち「虎口の讒言」が盛んに言い立てられるので、これを認めないという趣旨である。「虎口の讒言」(ここうのざんげん)とは、現在でも「窮地におとし入れられるような告げ口や、そしりごと。」(『日本国語大辞典』以下同)の意味で用いられる熟語である。だが、「虎の口」非常に危険な事柄や場所をたとえていう。虎穴(こけつ)という意味での「虎口(ここう)」も、「事実をまげ、いつわって人を悪く言うこと。また、そのことば。」である「讒言(ざんげん)」も、それぞれ漢籍に典拠をもち、平安期から広く用いられていた言葉であるが、この二つの語が一緒になって熟語となった例は現在のところ確認できない<sup>63</sup>。日本で生まれた新しい表現なのではなからうか。

鎌倉期の用例として、式目のほかには、「腰越状」のなかで源義経が「虎口讒言」によつて自分の功績が黙止されたことを訴える一節がある。中世後期には武家関係を中心にして用例が増える。より早い用例が今後判明する可能性もあるので、式目において新たに生み出された言語表現であるとは断定できないが、式目(あるいは「腰越状」)の影響によつて広まった表現であることはいえるのではないだろうか<sup>64</sup>。

なお、第四十三条の「蜂起」という言葉は、「大勢の者がさかんに言いたてること。」という用例であるが、この語は「多くの者が一斉に暴動をおこすこと」という用例のほうが一般的である(『悪党蜂起』など)。十一世紀の『明衡往来』に「近来和哥蜂起、相互称雄」という用例はあるものの、唯浄「関東御式目」も「不見本文」と表しているように漢籍に由来があるわけでもなく、式

目が「蜂起」という語を用いた理由は不明である。<sup>65</sup>

紙幅の都合上、式目全体の語彙の検討はできないが、式目のも  
ちいる語彙は、当時にあっても必ずしも一般的ではなく、ユニ  
クなもの、さらにいえば人工的な言語だったともいえるかもし  
れない。むしろ式目に載せられたがために、流行していく言葉も  
多かつたように思われる（全てではないが）。式目の文章が中世  
人にとつても理解しにくい悪文だった可能性を前章では指摘した  
が、語彙のレヴェルにおいても、少なくとも式目制定時点では造  
語の可能性を含めて見慣れない語彙を多く含んでいた可能性があ  
る。そうであれば、現代人にとつて難解で現代語訳が困難だとい  
うだけではなく、中世人にとつても理解が容易では表現も多かつ  
たのではなからうか。

#### 第四章 式目の本文研究

##### (1) 式目本文研究の課題

式目の現代語訳を難しくしている原因として、最後に本文研究  
（オリジナルの文章はどうであったのか）の問題を考えたい。式  
目の本文研究は、『中世法制史料集 第一巻』が基本的な史料集  
となる。『中世法制史料集』は鶴岡本を底本にして十五種の写本、  
三種の板本、三種の注釈書を利用して校訂を施しているが、一読  
して字の異同の多さに気づく（なお本稿で言及する古写本は特に  
断らなければ同書の「例言」による）。底本となる鶴岡本は鎌倉  
後期から南北朝期のもので推測されている。貞永元年に制定され  
た式目の原文（original）は伝わっていない。

植木直二郎や佐藤進一の研究において、近世の流布本が中世古

写本と文字の相違を多く含むことが明らかになった。中世末には  
経学の清原家が式目学における覇権をにぎり、近世に流布した写  
本・刊本（『群書類従』を含む）は清原家の校本（清家本）に依  
拠したが、清原家が意図的に式目の本文を変改した箇所があるこ  
とが指摘されている（但し、改竄説には批判がある<sup>67</sup>）。具体的  
には清家本と武家系の古写本との見分け方の基準として、幾つかの  
基準点が注目されてきた。式目第四条の「賊」字が清原系統では  
「財」、第十八条の「忠」が「志」（植木直一郎）、第六条の「沙汰  
出来」が「沙汰来」などの字の変改があること（佐藤進一）、古  
態には遡及適用を禁じる前書があること（植木・池内義資）など  
が指摘されている。<sup>68</sup>

こうして式目本文研究のためには武家系の古写本の研究が必須  
であることが明らかになった。だが、武家系の写本は字の異同が  
激しい上に、成立年代がほとんど明らかではなく、写本間の親近  
関係が判明するだけで、祖本（archetype）も定かではない。そ  
のため御成敗式目の本文研究は困難であるといわざるをえない。  
『中世法制史料集』の校本は白文のままであり、「本文研究の成果  
として世に問うまでに至っていない」ことを断っている。<sup>69</sup>一方、  
池内義資『御成敗式目の研究』は写本の系統のみならず、失われ  
た原文（問注所証本）の復元を試みた偉業であるが、池内の仕  
事を手にとつた者は誰もが式目の本文研究の困難を痛感すること  
だろう。

『中世法制史料集』は白文読解のための一参考資料として、清  
原家の家説による「御成敗式目仮名抄」（天文二年）を掲載して  
いる。池内義資は鶴岡本の四声点や古訓を検討し、「その訓読法

に所謂武家本、公家本特有の訓読法はなく何れも博士家点で読んで支障がない」という結論を出した。<sup>72</sup>その後、国語学者である三保忠夫による『鎌倉幕府法漢字索引第一部校本御成敗式目』（私家版、一九八五年）が鶴岡本の墨點・朱點をもとに、康永二年写の平林本や古辞書などを参照しながら、式目全文の訓読文を作成している。このように「式目をどう読んだのか」の国語学的研究は進んでいるが、「式目の文字がどうであつたのか」がなお課題として残されている。

近世の式目は多数伝来するが、中世の古写本もそれなりの数があり、全貌が明らかにされているとは言いがたい。『中世法制史料集 第一巻』刊行後も各地の博物館・所蔵機関で所在の確認された式目古写本の史料紹介が続いている。<sup>73</sup>将来的には本文研究が新たな研究段階を迎える予感もあるが、本稿の関心に即して、現時点で考えられる問題をまとめておこう。

写本の字の異同が生じる背景として、単なる誤写ではなく、式目本文の「わかりにくさ」ゆえに字をあらためたと思われる箇所も散見される。筆者の能力的な問題により、本章では式目本文の全体的な検討はできないが、事例を幾つかみていくことにしたい。

## (2) 第三十一条

一例を挙げよう。第三十一条の事書には鶴岡本によれば「依無道理、不蒙御成敗輩」とあるが、「御裁許」「裁許」とする写本も多く、特に鶴岡本よりも古い管本、同時期の世尊本、平林本（康永二年書写）、さらに最近紹介された良質の式目古写本である篠

山（青山）本が「裁許」としている点が注目される。<sup>75</sup>

「成敗」と「裁許」は訴訟における判決・処理という意味が重なるが、意によって書写の際にどちらかからどちらかに字を改めたのだろうか。栞竹民によれば、「成敗」の語は、本来の漢語では「事の成ることと敗れること」の意味であり、「事の処置・判決・処理」の意味をもつのは平安後期の新しい用法であつたが、「御成敗式目」以下の武家法で後者の用例が多用されることにより、「平安時代に派生した新しい意味の固定化を見せている」という。<sup>74</sup>一方、「裁許」は平安期より多用されている語で、意味によって字を改めたとすれば、新しい言葉に改められるのではないかと推測されること、式目（鶴岡本）でも「御裁許」（第七条）、「暫可被抑裁許」（第二十九条）、「預裁許之者」（第三十条）という用法がみえ、第三十一条の本文も「右依無理不関裁許之輩」とあることなどを考えると、確証には欠けるが、第三十一条の事書は「裁許」であつた蓋然性が高いように思われる。<sup>76</sup>

第三十一条の本文の「不関裁許」も「関」は「あつから」（「預」と同じ）と訓じたいが（「唯浄裏書」など。但し「裁許」ではなく「裁断」とする）、「不関」（あづからず）という用例は式目以外にはほとんどみない。一般的には「不預裁許」ないし「不蒙裁許」であり、元龜本と岩崎本式目が「関」を「蒙」とするのは意によって字をあらためたのであろう。式目原文が「関」だとして、何故一般的ではない言葉を用いたのかは未詳であるが、そのことが写本間の異同を誘う側面もあつたのではないだろうか。

(3) 第六条

第三十一条の場合、「裁許」でも「成敗」でも意味は大きくは変わらないが、第六条の場合は逐語訳が変わってくる。まず鶴岡本をあげよう(『中世政治社会思想』も同じ)。

一 国司領家成敗不及関東御口入事

右、国衙庄園神社仏寺(a)領、為本所進止、於沙汰(b)出来者、今更不及御口入、若雖有申旨、敢不被叙用、次不帶本所拳状、致越訴事、諸国庄公并(c)神社仏寺、以本所拳状可経訴訟之処、不帶其状者、既背道理歟、自今以後不及成敗、

幕府と国衙・本所との訴訟管轄の原則を明らかにした規定である。この法の制定意図について、式目制定の翌々年天福二年(一二三四)の追加法六八(御家人制研究で著名な、いわゆる天福法)は、「承久兵乱の後、重代相伝の輩のうち、奸心を挿むの族、新地頭の所務を模し、国司・領家を蔑如したてまつるの由、その聞こえあるの間、しかるがごときの狼喉を断たんがために、本所御成敗の事に於ては、関東御口入に及ばざるの由、定められぬ」と説明されている。つまり、本来は国衙・本所の支配下にある所職をもつ御家人が、承久の乱後の「新地頭の所務」をかたつて、国司・莊園領主を敵かにする動きがあったという。「本所御成敗の事に於ては、関東御口入に及ばざる」は、第六条の事書(「国司領家の成敗、関東御口入に及ばざる事」)や本文の内容に対応している。第六条前半の「若雖有申旨」の主語は追加六八を踏まえれば地頭御家人であり、御家人が幕府に訴えを起こすことが問題になっていた。第六条は第一に、武士による訴訟を制御するた

めの規定であったのである。

佐藤進一はこのうち二箇所を別の古写本によってあらためている<sup>(80)</sup>。まず「多くの古写本に従つて(a)「領」を削除しているが、これにより「神社・仏寺」は、国衙(領)・莊園と同じく「本所」が支配する対象となっている。一方、佐藤は(c)底本以外の諸本いずれも「領」字があるという理由から「神社・仏寺領」とするが、(a)と(c)は同じ表現であるから、「領」でそろえたほうがよい。<sup>(81)</sup>

つづいて(b)清原家系の古写本には「出」がないが、佐藤は古写本により鶴岡本のように「沙汰出来」が正しいとする。清家本や近世の流布本は「沙汰出」であるが、佐藤進一や『中世法制史料集』の研究成果をうけて、現在では「沙汰出来」とされることが一般的である。だが、清原家系の写本だけではなく、海印寺本(康永三年以前書写)にくわえて、近年紹介された良質の古写本である篠山(青山)本でも「沙汰来」とある。<sup>(82)</sup>「沙汰来」のテクストが式目原本に遡る可能性を検討する必要があるが生じてきた。具体的にみていこう。

「出」字がないと「本所の進止として沙汰し来たるにおいては」すなわち(「国衙・庄園・神社・仏寺領は」本所が支配して沙汰してきたので(いまさら鎌倉幕府が関与はできない))という解釈が成り立つ(中世末の「清原宣賢式目抄」も同様の解釈)。そう理解すれば、それにつづく文章は「いまさら鎌倉幕府が介入できないので、(地頭御家人が)訴えることがあっても受理しない」という意味となる。

一方、佐藤進一にしたがって「沙汰出来」(訴訟が起こる)と

読む場合、訴訟があつても幕府は介入しないという一般原則を述べた上で、だから地頭御家人の訴え（「申旨」）を受理しないのだという文章になる。「沙汰来」に比べると、「沙汰出来」および「有申旨」とあるように、「訴えがあるが介入（受理）しない」という内容が二回繰り返される点が熟さない印象を与えるが、最初の「沙汰出来」は地頭御家人以外にも本所からの訴訟なども含意するように思われる。

いずれの説の場合でも、前半部分は冒頭で「本所進止」尊重と不介入という基本原則を述べた上で、具体的に問題視している案件、すなわち地頭御家人が訴えること（「申旨」）を禁じる内容である。<sup>84</sup> 本所の支配領域の者が（おそらく地頭御家人関連の紛争について）幕府に訴える場合には「本所の挙状」が必要であるという第六条の後半の内容と対になる。

文章表現に関していえば、訴訟があるという意味での「沙汰出来」は鎌倉幕府法に用例が多いが（追加一・二、一三九など）、一向為領家進止、沙汰来之処（一向領家の進止として沙汰し来たるところ）<sup>85</sup> という言い方もあり、どちらも不自然ではないからである（第六条の場合、「沙汰来」の前にある「於」が落ち着かない<sup>86</sup>）。

以上、明確な結論をだすものではないが、逐語訳が変わってくるレベルで字の異同があり、現時点ではどちらとも断言できないという難しさがあることは強調しておきたい。一般的にいえば、文字の異同は「転写を唯一の伝本の手段とせる時代、同音異義の字の取り違い、草体文字の近似、（例示之、也）、置字の採り方、転写の時の見落とし等によるもの」か「清家が意識的に式目条文の

用字を改変したもの」と考えられている<sup>87</sup>。とすれば、「沙汰来」よりも字数の多い「沙汰出来」のほうが妥当であると思われるがちである。だが、ことに式目の場合、「善意」によって書き足されていくことがあつた。節をかえてみていくことにしたい。

#### （4）「善意」の加筆

式目古写本は写本間の字の異同が激しく、式目の正確な理解を困難にさせているが、この条件をメリットとした言語学的な研究もあらわれている。永澤済「日本中世和化漢文における非使役「令」の機能<sup>88</sup>」は、式目諸写本における「令（せしむ）」字をとりあげ、その有無の任意性（あつてもなくても意味に変化はない）を論証するとともに、どのような場合に書写の過程における「令」字の追加が促されるのかに注目し、「令」字がそれに続く文字が動詞であることを明示する機能をもつのではないかという動詞マーカー仮説を提案している。学際的な式目研究の可能性を示す重要な研究であるとともに、書写の過程において、「考えた」結果文字を改変し、「善意」で追加する可能性があることにあらためて気づかされた。式目の文章が中世人にとつても分かりにくく、独特の言葉遣いが多いのだとしたら、書写の過程において、書写者にとつて理解しやすい文章に直されていくことはありえるだろう。

第一章で検討した式目第八条は、鶴岡本には「右、当知行之後、過廿ヶ年者、任大將家之例、不論理非不能改替」とあるが、一部の古写本（運長本・元龜本・蘆雪本式目抄）は「当知行之後、無其沙汰、過廿ヶ年者」として「無其沙汰」（訴訟をおこすことなく）

の四文字をもつ。池内義資は「この四字の有無は法文の効力に關係のある重要な字句である」から、式目原文にはこの四字があったと推定する<sup>(88)</sup>。だが、訴訟継続中に二十年が過ぎたからといって年紀法が適用されることはありえない（適用されるならば、当知行側の訴訟延引が当然の訴訟戦略となるだろう）。従って、「無其沙汰」の四文字が第八条になかったとしても、それを含意して運用されていたのではなからうか。第一章でみてきたように、式目第八条の二十年年紀の箇所は、追加法九二をはじめとして、鎌倉期に多く引用・参照されているが、この四文字があった形跡がない。結論的にいえば、「無其沙汰」の四文字は式目の原文にはなかったと考える。

興味深いことだが、中世後期の式目注釈者もまた「無其沙汰」の四文字がないことの問題に気づいていた。「清原宣賢式目抄」は「無其沙汰」を含意した解釈を示すとともに、この四文字を含む第四十一条「任大將家之例、無其沙汰過十箇年者」の法文を「見所アリ」と評価している<sup>(89)</sup>。第八条に「無其沙汰」を加筆した書写者の思考は、こうした宣賢の発想に近い。おそらく第四十一条を参考にして、主観的には第八条を「修正」したのでらう。

書写の過程において文字を写し間違えたり、脱漏するだけではなく、意によって補われていくことがあった。前章で論じたように、式目の文章は洗練されておらず、舌足らずなものであった。そのために（不注意でも改竄でもなく）「善意」の書写者が文字をあらため、あるいは加筆することがあったのではないだろうか。清原家以前の武家系統の古写本においても、あまりにも文字の異同が激しい理由は、単なる不注意だけでは説明できない。

このように「揺れ動く本文」が、大意をとるならばともかく、式目の逐語訳を作成することが困難な理由である。

## 終章

以上、四章にわたって、中世人にとっても「式目はやさしい」ものではなかったことを論じてきた。中世人にとって理解可能なものであれば、中世人の思考を追体験することによって現代語訳が可能であるし、そのことの裏返しでもあるが、そのような過程を経てこそ中世人の世界を現代人が理解することもできるのである。ところが、式目が中世人にとっても必ずしも「やさしい」ものでなかったとすれば、議論の前提もかわってくる。少なくとも一二三二年時点の中世人にとつての「常識」を反映した文章・語彙ではない。むしろ式目によって「常識」が生成していく面があったのではないか。

第一章・第二章では、一二三〇・四〇年代に整備されていく追加法を中心にしながら、鎌倉時代の人が式目をどう読んだのかを検討し、徐々に立法技術が洗練されていくことを読みとるとともに、式目の文章の舌足らずさを論じた。第三章では式目で用いられている語彙を検討し、当時一般的に使われていた語彙ではない可能性を提起した。第四章では、そうした式目の文章・語彙の難しさ（立法技術の未熟さ）が、古写本間の字の異同を多くもたらす一因になったのではないかと指摘した。

式目は貞永元年（一二三二）に制定されたが、承久の乱の戦後処理の中から始まった法制定の流れの延長上にあった<sup>(90)</sup>。制定後も制定前と同じく、多くの法が立法されていた。第四章でみたよう

に、式目第六条は新補率法以下の所務法をうけて「新地頭の所務を模」す地頭御家人の要求への対処として制定された法であった（追加六八）。幕府の出す法に反応して、地頭・御家人たちがさらに新しい動きを示し、また新たな「追加」法が必要となってくる。式目はこうした「法をめぐるコミュニケーション」（第一章）の重要な局面だった。だが、本稿でみてきたように、式目制定時の立法技術は未熟で、実際の運用にあたって不備や不適切な表現、曖昧な法文が問題となり、社会に混乱をもたらしていた。現存する幕府法（追加法）の約三分の一が一三〇年代から四〇年代にかけての時期に集中しているが、十三世紀半ばにいたってようやく御成敗式目と追加の一体的な運用がなされるようになり、幕府の法体制が一定の安定を見せはじめたのではなかるか。その全体像を見据えて式目を考える必要がある。

笠松宏至が明らかにしたように、式目は一般原則を定めたものではなく、制定時における個別具体的な案件への処置を記した法であった。だが、個別具体的な部分は早々に死文化して、一般論的な部分（文言）だけが摘まみ食いの利用・参照されていく傾向があった。式目は「便利な法」だったが、法実務の世界から離れて、『庭訓往来』などとともに文字・言葉を習う手習いの教科書として利用されていくという後世の受容にもつながっていく。追加法から切り離されて式目単体になれば、なおのこと意味不明になったにもかかわらず、むしろ内容の難しさが有り難みであるかのように尊重されていく。こうして必ずしも内容が理解されないどころか、貞永元年（一二三二）時点で本文がどうであったのかも不確かなまま、日本史上もつとも有名な法として現在まで

残り続けたのである。

従来、法典としての式目制定の意義を重視するあまりに、式目の本文が（現代人には理解困難であるが）中世人には「わかりやすい」もので、制定者泰時によって思慮深く考え抜かれた文章であるかのような見方が暗黙の前提としてあったのではなかるか。そうした式目観は、現代人に始まったことではなく、中世人も同様であった。鎌倉後期の式目注釈者であった齊藤唯浄は、式目が何故五十一箇条なのかを問われ、理由は分からないが「武州禅門（北条泰時）は大賢人である。御筆者もまた才がある。どうしてたいした理由がなく五十一箇条と号することがあったのだろうか」と述べている<sup>93</sup>。偉大な政治家のつくった法であるから、私たちに理解できなくても何か深淵な意味があるはずだ（それが理解できない私たちが悪いのだ）と考え、さらに後世になると聖徳太子の十七条憲法を三倍した数字であるという類いの後づけの意味を見いだしていく。佐藤進一の原式目論は、式目本文そのものを疑うという点で画期的だったが、前半部分を原式目の圧縮とするやや不自然な想定は、五十一という数字が絶対視されていたことを暗黙の前提としている。

よく分からないからこそ、人々は様々な神話や伝説を生み出し、あるいは権威を成り立たせてきた。近代歴史学はこうした虚像を剥ぐことに注力してきたが、そのベールそのものを丹念にみていくことで、中世人のリテラシーや思考に迫ることができるとはいえないだろうか。「中世人にとつての分かりにくさ」（分かりにくいにもかかわらず彼ら同士が何を共有し、どうやってコミュニケーションをとっていたのか）を考えていくことこそが、新たな「中

世人との対話」となるのかもしれない。

本稿は、式目の現代語訳あるいは「翻訳」の困難さを論じ、その困難さが式目の本質にかかわることを論じた。だが、翻訳が不要であることを主張する意図は決してない<sup>94</sup>。むしろ「正しい」オリジナルが想定されないとしたら、「正しい翻訳」やその翻訳不可能性という議論の有効性が問われるべきかもしれない。何よりも翻訳がなければ、それによってアクセス可能になる専門家以外の読者や将来の担い手を失うことにもなりかねず、教養教育や中等教育にとってもよくない結果を及ぼすだろう。困難ではあっても、なされなければならない。本稿がその一助になれば幸いである。

【付記】本研究はJSPS 科研費 18KK0335,19K13346 の助成を受けて  
たものである。

## 注

(1) 国制の構造や社会変動への国家の対応が制定法に象徴的にあらわれるという歴史観が教科書叙述では根強いということかもしれない。その一方で、各時代の特徴として制定法が取りあげられるだけで、ある法の解釈や運用がどのように変わっていくのかという視点は、現在の歴史・社会科教育において弱いように思われる。

(2) 拙稿「中世の法典 御成敗式目と分国法」・「過去の法へのまなざし 日本法史学史」(高谷知佳・小石川裕介編『日本法制

から何がみえるか』有斐閣、二〇一八年)。

(3) 学校教育における教材研究を想定して、歴史教育の専門家である多賀譲治氏の個人ホームページ「鎌倉時代の勉強をしよう」において現代語訳が公開されている。筆者と解釈を異にする箇所は少なくないが、歴史学の専門家が良質の現代語訳・教材を提供できていない現状において有意義な試みである。

<http://www.tamagawa.ac.jp/SISSETU/kyouken/kamakura/goseibaisaikimoku/index.html>

(二〇二二年二月一〇日最終閲覧日)

(4) ジョン・ケアリー・ホール (John Carey Hall) によって一九〇六年に英訳され、一九五八年にはヴァイルヘルム・ロー (Wilhelm Röhl) によってドイツ語訳されている。Hall, Japanese Feudal Law: the Institutes of Judicature: being a translation of "GO SEIBAI SHIKIMOKU", *Transactions of the Asiatic Society of Japan*, vol.34, 1906. および Wilhelm Röhl, Das Goseibaisaikimoku: Eine Rechtsquelle der Kamakura-Zeit, *Oriens Extremus*, vol. 5 no.2,1958, pp. 228-45. ホールの英訳については別の機会に紹介したいが、一八二七年の高井蘭山による解説付テキストをもとに、萩野由之らの編になる『日本古代法典』(博文堂、一八九二年)の校訂本を参照しており、近世・近代初期における日本の式目受容を考える上でも重要である。高井蘭山(一七六二—一八三九)のテキストとは『御成敗式目証解』(もしくは『御成敗式目証註』、ともに文政十年(一八二七)跋文)だろう。

- (5) 岩波書店。それ以前に佐藤進一「御成敗式目詳註」(『日本史の研究』二二輯、一九五八年)。但し、同じく訓読であり、全五十一箇条のうち十一条の抄訳にとどまっている。
- (6) 黒田弘子・鈴木哲雄・峰岸純夫・遠藤基郎・清水克行「座談会 日本史の論点・争点 御成敗式目四二条論」(『日本歴史』七八四号、二〇一三年)。
- (7) 筆者が式目の現代語訳に関心をもったのは、ホルルの英訳を知ったことがきっかけである。立教大学の学部演習で式目を素材にしていたこともあって、二〇二〇年の「歴史家ワークショップ」主催の「日本史史料英訳ワークショップ」(企画者黄霄龍氏)において対象史料に式目を選んで報告し(詳細は拙稿「日本史研究者が史料の英訳から学んだこと」『鴨東通信』一一一号、二〇二〇年)、二〇二一年度には英国ケンブリッジ大学での在外研究中にホルルの翻訳の再検討をおこない、二〇二一年九月十七日に学内の勉強会で報告させていただく機会を得られたが、「日本中世史家が史料をいかに現代語訳していないか」を痛感した。また、木下竜馬氏が中心になって開催している斉藤唯浄著「関東御式目」の輪読会は二〇一九年度以来、現在十二条まで読み終えている。いずれも参加者の皆様から貴重な意見をいただいた。感謝申し上げたい。
- (8) 『法と言葉の中世史』(平凡社、一九八四年・平凡社ライブラリー、一九九三年を利用)所収、初出一九七一年、二二〇・二二二頁。
- (9) 佐藤進一「御成敗式目の原形について」(『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九六五年)。羽下徳彦「領支配と法」(『岩波講座日本歴史5中世1』岩波書店、一九七五年)によって原式目の復元案が示され、古澤直人「御成敗式目の法思想」(『中世初期の「謀叛」と平治の乱』吉川弘文館、二〇一九年)が再論し、式目の制定趣旨を論じている。一方、長又高夫『御成敗式目編纂の基礎的研究』(汲古書院、二〇一七年)は、佐藤が原式目とする前半部分を含めて、全面的に再編がなされた可能性を指摘する。
- (10) 河内祥輔「御成敗式目の法形式」(『歴史学研究』五〇九号、一九八二年)の批判によって、原式目論(後半部分は追加)を想定しなければ説明できないという積極的な根拠は失われたように思われる(式目全面再編説の立場からであるが、前掲長又著の指摘も前半と後半を弁別する佐藤の議論を批判する)。新田一郎も「式目追加」(式目の修正・追加があれば本文を修正するのではなく、奥に「書き加え」ていく)と式目の原式目論(二段階編纂説)とは両立が難しいことを指摘する(新田一郎「法の記憶」『文学』七巻三号、二〇〇六年、五一頁)。
- (11) 前掲笠松「式目はやさしいか」二二〇―二二二頁。
- (12) 「本文」の理解について、新田一郎「律令・式目」：「法」テキスト注釈の非「法学」的展開(前田雅之編『中世の学芸と古典注釈』竹林舎、二〇一一年)参照。
- (13) 前掲新田「律令・式目」二二二頁。
- (14) 前掲笠松「式目はやさしいか」二二〇頁。つづく引用は二二五頁。

(15) 勝俣鎮夫「解説 中世人との対話」(笠松宏至『法と言葉の中世史』平凡社ライブラリー、一九九三年)二五七頁。

(16) 史料上の言葉から、近代とは異なる前近代あるいは中世の世界観・価値観を探る試みは、ヨーロッパにおいてオットー・ブルンナーらによって試みられていたが、日本においても笠松の師であった佐藤進一は言葉にこだわりをみせた先駆的な歴史家だろう(言葉への佐藤の愛着について、笠松は敬愛の念をこめて語っている)。(たとえば「在地」「地下」のような)史料用語をもちいて研究用語として概念化する現代歴史学の風潮との関係を含めて、二〇世紀の史学史における「法と言葉の中世史」をどう考えるのかは、今後の学問史上の大きな課題である。

(17) この点は筆者の博士論文の重要なテーマの一つだった(拙著『日本中世初期の文書と訴訟』山川出版社、二〇一二年)。ここでいう制度史とは、比較制度分析の用法でいう「制度」ではなく、いわゆる「制度史」として日本史学において論じられてきたものである。半ば自己弁明となるが、日本中世史学の独自の文脈として、古代国家からの国家公権の授受・分裂という視角が強く、一九六〇年代までに構築されていた基本学説にいう「制度史」には既存の国家との関係をどう考えるかという発想が根強かった。筆者が博論を執筆していたゼロ年代後半から一〇年代初頭にかけて、基本学説に対する「権限論」批判や制度史批判が日本中世史研究の主な潮流になっており、その文脈において所謂「制度史」概念を用いていた。二〇一〇年代前半までの成果を総括し

て、あらためて新たな「制度史」を構想することが今後の課題であろう。

(18) こうした問題関心は、松沢裕作氏との対話に示唆を得た。

(19) 龍福義友『日記の思考…日本中世思考史への序章』(平凡社、一九九五年)、近年の桜井英治や清水克行の仕事がこれにかかわる。

(20) Carl Steenstrup, *The Cambridge History of Japan*, Vol. 3: *Medieval Japan*, by Kozo Yamamura, *Monumenta Nipponica*, vol. 46, no. 2, 1991, p. 239-240.

(21) 『中世政治社会思想 上巻』(岩波書店、一九七二年)所収。八月八日付および九月十一日付の二通がある。

(22) 新田一郎『是円抄』系「追加集」の成立過程について(『日本中世の社会と法』東京大学出版会、一九九五年)、前川祐一郎『日本中世の幕府「追加法」生成と伝達の構造』(林信夫・新田一郎編『法が生まれるとき』創文社、二〇〇八年)など。その内容の多くは、鎌倉後期以降幕府奉行人などによって編集された追加集によって伝わっている。

(23) 追加法一二一は式目第二十四条を否定する内容である。前掲前川論文が示すように、追加法一二二は「式目追加」、式目第二十四条は「本式目」として呼ばれている(追加法五九七)。なお追加法の番号は佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻』(岩波書店、第十六刷、二〇〇二年)に依拠した。

(24) 本文はさしあたり佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集 第一巻』(岩波書店、二〇〇二年、第十六刷)の「校本御

- 成敗式目」（鶴岡本を底本）に依拠する。古写本を照合すると、第八条も「任右大將家之例」が妥当と思われるなど（この点は後掲の式目第四二条も同様）、様々な問題はある（本文研究の問題は本稿第四章で後述する）。
- (25) 植田信廣「鎌倉幕府の裁判における「不論理非」の論理をめぐって」（『法制史研究』二八号、一九七八年）七一頁。
- (26) この点はホルルの英訳の検討とともに別の機会に論じたいが、東京大学史料編纂所の「前近代日本史用語グロッサリー」は大変有益であり、早期の再始動が望まれる。
- (27) 研究史については、上横手雅敬「知行論争の再検討」（『日本中世国家史論考』塙書房、一九九四年、初出一九七四年）。
- (28) 『中世政治社会思想 上巻』補注（二二頁）。笠松宏至「中世の法典」（『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年）三一頁も参照。
- (29) 「八ヶ条目之追加」とあるように、式目第八条の本文に続く写本もある。第八条そのものと密接である。
- (30) 延応元年（一二三九）三月日付常陸国留守所下文（「常陸税所文書」、『鎌倉遺文』五四〇二号）。
- (31) 六波羅探題の法曹官僚であった唯浄は御成敗式目の注釈書「関東御式目」を著しているが、第八条については「廿箇年年紀」と「叙用」の語に注釈が付されている（池内義資編『中世法制史料集 別巻』岩波書店、一九七八年）。「廿箇年年紀」では譲状の前状と後状の議論に引きずられているが、年記法が「法意」にないことが強調されている。なお、「関東御式目」の著者については、義江彰夫『関東御式目』作者考」（石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年）二五八・二五九頁。三上喜孝「久原本『貞永式目』所引『唯浄裏書』考」（『遙かなる中世』一五号、一九九六年）。
- (32) 上横手雅敬「鎌倉幕府法の性格」（『日本中世国家史論考』塙書房、一九九四年、初出一九六〇年）、田中修實「年紀法覚書・「知行」論争の史料的検討」（『日本中世の法と権威』高科書店、一九九三年、初出一九七二年）。
- (33) 弘安十年六月日付浄妙申状（「東寺百合文書」な函、『鎌倉遺文』一六二八六号）。
- (34) 参籠起請に関しても鎌倉幕府以前におこなわれていたが、幕府法の意義が期間の基準を示したことにある点は、拙稿「鎌倉幕府の起請文と裁許」（前掲『日本中世初期の文書と訴訟』所収、初出二〇一一年）。
- (35) なお、鶴岡本の朱墨の点をみると「定（さだま）れる法」と読んでいたようであるが（池内義資「鶴岡本御成敗式目の四声点並乎古止点に就て」『史林』三八巻五巻、一九五五年、六一頁および三保忠夫編『鎌倉幕府法漢字索引第一部校本御成敗式目』（私家版、一九八五年）一一二頁）、本稿では特に意味にかかわらなければ現在の歴史学者の慣用読みに従う（笠松の訳注も同様の方針である）。
- (36) 笠松宏至「中世法の特質」（『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年、初出一九六三年）一八頁。
- (37) 建長二年七月七日付関東下知状案（肥前橋中村文書、『鎌倉遺文』七二二一号）。なお、売却相手が必ずしも御家人でない「他人」とあるという事情も加わったか。とすれば、御家

人以外への所領流出を幕府が忌避した早い事例となる。

- (38) 池内義資編『中世法制史料集 別巻』(岩波書店、一九七八年) 五四頁。但し、唯淨の第四十八条の解説は、律令法との違いや幕府法の変化を端的にまとめていて有益である。
- (39) 上横手雅敬「式目の世界」(前掲『日本中世国家史論考』、初出一九五八年) 十九頁。なお、追二六一は追二九五で「式目」として引用されている。
- (40) 笠松宏至「式目の世界」(『中世人との対話』東京大学出版会、一九九七年、初出一九五九年) 一二六頁。
- (41) 『中世政治社会思想 上巻』一〇四頁。
- (42) 『中世政治社会思想 上巻』一三三頁頭注。
- (43) 「可任父母意」文言は、第二十条末尾の「只可任父祖之意也」(ただ父祖の意に任すべきなり) という文言に対応している(可能性はあるが、その場合でもその文言を二十条の文脈から切り離して理解していることは間違いない。なお、池内義資『御成敗式目の研究』(平楽寺書店、一九七三年) 一六一頁は第二十条の原本も「父祖」であったと推定するが(この箇所はその前の「子孫死去」に対応するので「父祖」が正しいと筆者も考える)、「父祖」を「父母」とする古写本も僅かながら存在する点に注意したい。
- (44) 養老賊盜律の強盜条によれば、強盜と窃盜の違いは、前者が「威もしくは力」すなわち暴行・脅迫を手段とする点にある。だが、式目では両者の区別があったかは定かでない。「強盜」は式目第三条・第十一条にも規定がある。
- (45) この点は、笠松宏至も式目第五条と大友法(追加一七六)を
- 素材にして、式目の「欠陥を補正した法文をつくらうとした」と指摘している(『幕府の法・守護の法』前掲『中世人との対話』所収、初出一九九四年、七八頁)。
- (46) 弘長二年三月一日付関東下知状(『尊経閣所蔵文書』、『鎌倉遺文』八七七五号)。
- (47) 「御成敗式目抄 岩崎本」『中世法制史料集 別巻』三三八頁。但し、清原宣賢の「貞永式目聞書」は、前司の「改易」と解釈している(四〇七頁)。
- (48) 前掲笠松「中世法の特質」一〇頁。
- (49) 石井良助「中世人身法制雑考」(『国家学会雑誌』五六―九一〇)。  
笠松も同意見のようである(『中世法の特質』一〇頁)。  
結城家法度第十五条にみえる「女子は女につき、男子は男につき」を「昔より伝え聞」きながら、「十・十五に育てあげ候に、扶持も恩もせずして、それは我が仕ふべき申出候事は、深く無理の申分にて候」という規定について、笠松が「十・十五」という年紀によって式目否定論を展開した」と評したのも(前掲『幕府の法・守護の法』『中世人との対話』八〇頁)、このような理解に基づくのだろう。
- (50) むしろ主眼は「但…」以下にあるように、これは関東御家人同士の相論の規則であって、それ以外の者たちの相論に関与してはならない、というところにあるようにも思われる。なお、追加法三一七には「件の男子相論の事、先夫同家の子息等に於いては、年限を謂はず、男は父に付け、女は母に付けらるるの条、勿論の次第に候歟」とあることから笠松は「正嘉元年令では…寛元令はまったく無視され」

たとするが(前掲「中世法の特質」『日本中世法史論』一〇頁)、追加法三一七は奉行人の連署状で、「歟」という表現からみて、「正嘉元年令」というよりは意見状のようである。さらに内容をみると、下人の夫婦の離婚後、「先夫」のもとにいる男子の帰属を問題とした具体的な案件への意見であり、式目や寛元令の原則に修正を迫るものとは思われない。なお、「重大な変更」をいうのであれば、『吾妻鏡』建長三年七月十日条にみえる「奴婢子雖過十歳、夫婦同居、不依年紀由被定下、是青木入道依所従事也」のほうが重要である(天

理図書館所蔵「御成敗式目註」にも同文の「追加」がみえる)。「夫婦同居」の場合は十年年紀に依らないとあるが、これは同居であれば、父方・母方に両属していたからで、年紀が適用できないからだろう。「夫婦同居」ではない場合が一般的で、その場合は父母のどちらかのもとで養育されていたのではないか。

(51) 本稿では本格的に再検討する準備がないが、「百姓去留」文で著名で、膨大な論争史をもつ式目第四十二条やその関連条文についても、立法技術の質を踏まえて再検討する必要があると思われる。

(52) 国語学の研究にはまだ十分に調査が及んでいないが、全体像を示すものとして、中山緑朗「中世武家法に見る漢語の源流」『御成敗式目』をめぐって(『日本語史の探訪』おうふう、二〇一六年、初出二〇〇五年)、同「和製・和化漢語の源流」中世刑罰用語に見る(前掲著所収、初出二〇〇六年)など。中山は式目の漢語を(1)古代中国の歴史書に

共通する伝統的な漢語、(2)伝統的な漢語であるが、意味などが日本的に変容した「和化漢語」、(3)中国での用例を見ない「和製漢語」、の三つに分類している。

(53) 柳原敏昭「百姓の逃散と式目42条」(『歴史学研究』五八八号、一九八八年)、黒田弘子「逃毀」再考(『女性からみた中世社会と法』校倉書房、二〇〇二年)など。荘園現地で中世前期以来使われていた語が中世末期に史料上浮上したというよりは、式目が広がることで、採用された可能性はないだろうか。

(54) 「関東御式目」『中世法制史料集 別巻』五二頁。峰岸純夫「中世百姓の『去留の自由』をめぐって」(『争点日本の歴史』4、新人物往来社、一九九一年)は「にげそこなふ」説をとる。

(55) 前掲佐藤進一「御成敗式目の原形について」三〇八頁。

(56) 笠松宏至「お前の母さん……」(網野善彦ほか『中世の罪と罰』講談社学術文庫、二〇一九年、初版一九八三年)。

(57) 鎌倉初期の用例ふたつは『吾妻鏡』『薩藩旧記』所収の文書写であるので、「確例」に数えなかつたのだと思われる。長承三年頃の法家勘文(「知信記紙背文書」、『平安遺文』四七〇一号)の用例「致非論、以悪口為宗、致乱行拔刀」は興味深い。

(58) 前掲中山緑朗「中世武家法に見る漢語の源流」は『漢書』趙尹韓張兩王傳「悪口不信」を「悪口」の典拠とするが、唯浄や清原宣賢らの式目注釈書では参照されていない。

(59) 「生口」(証言する人)や「口舌」「口状」「口入」など「口」が頭にくる語彙はある。

- (60) 鎌倉前期成立とされる『宇治拾遺物語』一〇の題は「秦兼久通俊卿の許に向かひて悪口の事」とあるが、本文中に「悪口」の語が見える訳でもない。検討を要する。
- (61) 良源の二十六箇条起請にも用例があるが(『平安遺文』三〇三号)、『梵網經』下巻の文言の引用である。
- (62) 『大日本古文书 東大寺文书之六』二四一号文书。
- (63) のちの式目注釈書をみても「虎口の讒言」自体の典拠を探せず、『莊子』盜跖篇に「虎口」の典故を見だし、「トラノ口ノヤウニヲソロシキ讒言ト云ハンタメ也」(清原宣賢式目抄)『中世法制史料集 別巻』、五四七頁)ということとどまつている。
- (64) 「腰越状」と式目の用例としての前後関係をどう考えるのかは難しい問題である。「腰越状」は源義経が作成したとされる文书だが、その文章は漢籍などの引用を踏まえ、義経の半生を語る内容となっており、後世の創作である可能性が高いと思われる。『吾妻鏡』に引用されているのが鎌倉時代の確実な例であるが(延慶本平家物語にはみえない)、「牛王宝印の裏」に起請文を書くことが鎌倉後期から確認される慣習であることから、少なくとも現在知られる文章に「腰越状」が整ったのは鎌倉後期であり(千々和到「東大寺文书にみる牛王宝印」『南都仏教』三九号、一九七七年)、式目の用例のほうが早いと想定されるが、後考を俟ちたい。
- (65) 第四十条の「顧眄」について、笠松宏至は「親近者」という頭注を付しているが、「清原宣賢式目抄」の「其僧ヲ扶持スル者ヲ云」という注釈のほうが妥当である(檀那・後見のイメージか)。この語も珍しい用例であり、解釈が一定しない難解な語句である。
- (66) 近年、清原家の学問体系への研究が進められている。佐藤道生「清原家の学問体系と蔵書」および山田尚子『御成敗式目』と清原家(『書物学』十三号、二〇一八年)。
- (67) 後述の第四条と第十八条の二点については、古写本の調査にもとづいて「有為的に作出」したものではないことが、安野博之「清原家と『御成敗式目』」(『三田國文』二十六号、一九九七年)三〇頁によって指摘されている。第六条については(2)で後述。
- (68) 植木直一郎『御成敗式目研究』、佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(岩波書店、一九九三年、初版一九四三年)、池内義資『御成敗式目の研究』二〇頁。
- (69) 「解題」『中世法制史料集 第一巻』四五七頁は四つに区分する。池内義資『御成敗式目の研究』は斎藤家式目本、関東阿保殿流ノ本、清家本の三つの系譜に分ける。なお、「永正三年本」が飯尾氏系統の本である可能性が示されている(前川祐一郎「東京大学史料編纂所蔵『御成敗式目』(永正三年本)について」『東京大学史料編纂所研究紀要』十八号、二〇〇八年、九六頁)。
- (70) 同右。
- (71) 池内の仕事は式目研究の基礎研究として重要なものである。但し、池内は運長本にみられる鶴岡八幡宮時別当御坊不出秘本(別当職本)との校合(「イ・イ无」)を重視するが(池内も不出秘本から原文を復元することはできないとする

- が)、別当職本が問注所証本(式目原本)の謄本であるという理解は、「蘆雪本御成敗式目抄」などの記述による(『中世法制史料集 別巻』一二二頁)。天皇への奏上を経たあと町野氏が保管していた問注所証本が、鎌倉幕府滅亡後、町野氏から鶴岡八幡別当に預けられ、「安保鶴岡八幡之別当ヨリ相伝シ玉フ」という伝来が語られているが、多分に伝説的な要素を含んでいることに注意しておきたい。なお、式目奏覧言説については、拙稿「鎌倉時代における天皇像と将軍・得宗」(『史学雑誌』一二九編一〇号、二〇二〇年)二〇頁、蘆雪本に関しては、久保賢司「蘆雪本御成敗式目抄」執筆者考」(『日本歴史』四八九号、一九八九年)。
- (72) 池内義資「鶴岡本御成敗式目の四声点並乎古止点に就て」『史林』三八巻五巻、一九五五年)
- (73) 藤本孝一「『本朝文粹』巻二断簡と管本『貞永式目』」(『國書逸文研究』八号、一九八二年)、福田以久生「東観音寺蔵『式目并追加』について」(安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』下巻、吉川弘文館、一九八九年)、細谷勘資「中村直勝旧蔵『御成敗式目』について」(『中央史学』十九号、一九九六年)、長塚孝「馬の博物館本『御成敗式目』の紹介と翻刻」(『馬の博物館研究紀要』十三号、二〇〇〇年)、前川祐一郎「東京大学史料編纂所蔵『御成敗式目』(永正三年本)について」(『東京大学史料編纂所研究紀要』十八号、二〇〇八年)など。また、最近紹介された篠山(青山)本は渡邊正男「丹波篠山市教育委員会蔵『貞永式目追加』」(『史学雑誌』一二八編九号、二〇一九年)、木下竜馬「新出
- 鎌倉幕府法令集についての一考察…青山文庫本貞永式目追加」(『古文書研究』八八号、二〇一九年)。
- (74) 前掲渡邊論文は御成敗式目本文の対照表を載せる(五九・六〇頁)。篠山(青山)本が良質の式目写本であることが分かる。
- (75) 池内義資『御成敗式目の研究』一六七―一六九頁。但し、池内は「裁許(御裁許)は蒙むるであづかる・かかわる・関与するではない。「御成敗」は蒙むるのではなく、「関」してである。」とするが、「預御裁許」という表現も鎌倉期には多い。
- (76) 「裁許」には下からの訴えに上位者が判断を与えるというニュアンスがあるが、「成敗」は「進退」「進止」と同じで、支配・処分(具体的には補任等を伴う)のニュアンスが強い。この差異は、拙稿「院政期の拳状と権門裁判」(前掲『日本中世初期の文書と訴訟』初出二〇〇八年)で論じた「権門裁判」と「本所裁判」の違いに重なる。「成敗」概念を巧みに捉えた議論に木下龍馬「鎌倉幕府による裁許の本所申入」(『日本歴史』八三二号、二〇一七年)。
- (77) 栗竹民「成敗」小考…意味の「転用」の一例として」(『鎌倉時代語研究』一六号、一九九三年)一二四頁。
- (78) 池内義資『御成敗式目の研究』一六九頁は「あとから事書を改めた」可能性を示唆するが、そうした可能性まで考慮すると、本文復元は不可能ではないか。
- (79) 「清原宣賢式目抄」は本所が幕府に「御入魂申す旨」であると解釈するが(『中世法制史料集 別巻』四四九頁)、この

時期に本所が幕府に「申す」という表現は適切ではない(「本所訴訟」という表現は幕府法に散見する)。また、第六条後半では、「本所の挙状」をとまなう訴訟は受けつけると述べており、宣賢の解釈の場合、後半と齟齬が生じる。

(80) 前掲佐藤進一「御成敗式目詳註」三七・三八頁。

(81) 池内義資『御成敗式目の研究』一四七頁も同じ結論であるが、池内が一行目の「国衙庄園」と一致させるためにも「諸国庄公」を「諸国庄園」にあらためるのには従えない(ここは「諸国の庄園と公領」の意味である)。

(82) 『鎌倉幕府訴訟制度の研究』二二頁。

(83) 池内義資『御成敗式目の研究』七・八頁。池内義資によるB系本。前掲渡邊論文四三・六〇頁、木下論文七八頁。また、「永正三年本」(前掲前川論文、九六頁)も同様。

(84) 前掲拙稿「院政期の挙状と権門裁判」では、幕府の介入を求める本所側からの動きに対して、幕府が自らの介入に自制的になるという文脈で第六条を位置づけたが、天福法とあわせて第六条の前半部分を逐語的に解釈すると本文の通りになる。この点で、旧稿は修正を要する(「今更不及御口入」という一般原則的な部分に、地頭御家人関係以外の案件で、本所から介入を求められるのを避けたいという幕府の基本姿勢が含意されていたとしても。次々注も参照)。なお、第六条および「本所の挙状」については、木下竜馬「武家への挙状、武家の挙状・鎌倉幕府と裁判における口入的要素」(『史学雑誌』一二八編一号、二〇一九年)。

(85) 弘長二年(一二六二)三月一日付関東下知状(「尊経閣所蔵

文書」『鎌倉遺文』八七七五号)の引用する領家側の主張。

(86) ①「沙汰し来たる」という言い回しには、「相伝」の主張・尊重というニュアンスがあるが、幕府が本所の支配を尊重するのは「沙汰してきた」実績に基づく訳ではないこと、②「沙汰出来」は御家人の提訴以外にも(当時の幕府において課題となっていた)様々な「沙汰」を含意し、事書より具体的にする。筆者は「沙汰出来」のほうが蓋然性が高いと考えるが、「沙汰来」説の可能性を排除するものではない。

(87) 池内義資『御成敗式目の研究』三・四頁。

(88) 『言語研究』一五九巻、二〇二一年。

(89) 池内義資『御成敗式目の研究』九二頁。

(90) 「無其沙汰」の四文字が第八条にはなく第四十一条には書かれていた理由は不明であるが、「奴婢雑人」の帰属をめぐる訴訟特有の事情があったか、式目制定者たちの気まぐれか。

(91) 『中世法制史料集 別巻』四五六・四五七頁、五四二頁。

(92) この点は近年、古澤直人「御成敗式目の法思想」(『中世初期の「謀叛」と平治の乱』吉川弘文館、二〇一九年)があらためて強調している。

(93) 『中世法制史料集 別巻』二五頁。

(94) 理系を基準とした国際的な評価基準のもと、翻訳を業績として認めない傾向が近年強まっている。これは国際的な傾向であり、史料の外国語翻訳が進まない背景の一つである。研究者は翻訳の重要性を広く訴えていく必要がある。